

推薦等要項

〔推薦の対象〕

1. 木原記念財団学術賞推薦の対象は、最近において生命科学の分野で優れた独創的研究を行っている国内の研究者で、50才以下（平成22年9月30日締切日現在）の方とします。また木原記念財団特別賞推薦の対象は、最近において生命科学の分野で独創的かつ社会的貢献に繋がる研究を行っている国内の研究者で、50才以下（平成22年9月30日締切日現在）の方とします。

ただし、推薦の研究課題で他の著名な賞を受けていないこととします。

〔推薦の依頼先〕

2. 推薦は生命科学に関する学会、大学、及び研究機関等に依頼しています。

〔推薦の方法〕

3. 推薦者は学会、大学、及び研究機関等の代表者とし、1推薦者からの推薦は、各賞、原則として1件とします。
- (2) 推薦は所定の推薦書（別添）に必要事項を記入し、当財団あてに1部送付願います。
- (3) 推薦の締切日は平成22年9月30日（消印有効）とします。

〔選考方法及び結果〕

4. 受賞者は、当財団の選考委員会で候補者を選考し、理事会にて決定します。
- (2) 選考結果は推薦者及び受賞決定者に通知します。
- (3) 選考結果は公表します。

〔木原記念財団学術賞、及び木原記念財団特別賞の内容〕

5. 木原記念財団学術賞は毎年原則として1件に贈呈します。
- (2) 学術賞は賞状、記念牌及び賞金200万円を贈呈します。
6. 木原記念財団特別賞は、受賞者が選考された場合に、1件贈呈することができるものとします。
- (2) 特別賞は賞状、記念牌及び賞金100万円を贈呈します。

〔推薦書提出先、連絡先〕

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

〒230-0045 横浜市鶴見区末広町1-6

横浜バイオ産業センター2F

担当：山口・鈴木

Tel 045-502-4810 Fax 045-502-9810

E-mail suzuki@kihara.or.jp

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団表彰規程

第1条 この規程は、財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下「財団」という。）が行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 財団は、生命科学の分野で優れた独創的研究を行っている者（満50歳以下）を表彰するため、その者に対し、「木原記念財団学術賞」（以下「学術賞」という。）を授与する。

2 財団は、生命科学の分野で独創的、かつ社会的貢献に繋がる研究を行っている者（満50歳以下）を表彰するため、その者に対し、「木原記念財団特別賞」（以下「特別賞」という。）を授与することができる。

第3条 学術賞は、賞状及び賞金とし、賞金の額は1件につき200万円とする。

2 特別賞は賞状及び賞金とし、賞金の額は1件につき100万円とする。

第4条 学術賞の授与は、毎年、原則として1件につきこれを行う。

2 特別賞の授与は、選考委員会で選考された場合、1件につきこれを行うことができる。

第5条 財団は、表彰候補者（以下「候補者」という。）の推薦を、生命科学に関する学会、大学、ならびに研究機関等に対し、依頼するものとする。

第6条 財団に、候補者を選考し、表彰者を決定するため、財団法人木原記念横浜生命科学振興財団表彰者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、7人の委員で組織する。

3 委員は、広く学識経験のある者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 委員の委嘱は、選考の都度行うものとする。ただし、再任を妨げないものとする。

5 選考委員会に、委員長1人を置く。

6 委員長は、選考委員会において委員の互選により選出する。

7 前各項に定めるもののほか、選考委員会に関し、必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

第7条 委員は、審査の経過に関する内容を一切外部にもらしてはならない。

第8条 選考委員会は、委員長を含む委員の3分の2以上の出席により成立する。

第9条 選考委員会の議事は、委員長を含む出席者の過半数をもって決定する。

ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長を除く委員は、示された事項につき、書面をもって会議に加わることができる。この場合は出席したものとみなす。

第10条 理事会は、選考委員会の報告に基づき、表彰者を決定する。

第11条 理事長は、表彰者が決定した後、速やかに選考の結果を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成4年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。